

## 資料9－3

事務連絡  
平成27年1月22日

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度担当課 御中  
保育担当課

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

### 多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について（依頼）

平成27年4月に施行される子ども・子育て支援新制度における保育所等の優先利用の考え方については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号。以下「留意事項通知」という。）記の第2の7においてお示ししているところですが、今般、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）において、「社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築（中略）を進めていく」とされ、また、そのアクションプラン（個別施策工程表）において、平成27年度（2015年度）の取組として、「第3子以降を保育所等の優先入所の対象とすることを検討、課題を抽出」することが定めされました。

このことを踏まえると、多子世帯を対象とする保育所等の優先利用については、留意事項通知記の第2の7（2）ウ⑨（その他市町村が定める事由）に該当するものとして、多子世帯（特に、第3子以降の子どもがいる世帯）を位置付けることが考えられます。

貴課におかれでは、その趣旨を十分御了知の上、貴管内の市町村に対し周知し、可能な限り当該閣議決定の趣旨を踏まえた対応を行っていただきますようお願いします。

なお、各市町村におかれましては、第3子以降を保育所等の優先利用の対象とすることについて、その実施時期を含めて御検討いただき、その結果につきまして、別紙様式にて平成27年9月30日（水）までに、各都道府県ごとに取りまとめのうえ、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係（下記問合せ先）あて、FAX又はe-mailにて報告をいただきますようお願いいたします。

<問合せ先>

**【本事務連絡の内容及び報告先について】**

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係

TEL : 03-3595-2542、FAX : 03-3595-2674

e-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

**【新制度施行に係る全般的な事項】**

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL : 03-6257-1468、FAX : 03-3581-2521

(参考1)

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）（抄）

III. 今後の施策の方向

2. 政策パッケージ

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

【主な施策】

1 夫婦当たりの理想の子ど�数は2.42人であるのに対し、平均出生子ど�数は1.96人にとどまっている。理想の子ど�数を持てない理由として、子育てや教育に要する費用負担、特に学校教育費を挙げる人の割合が高い状況にある。また、親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子どもが多い傾向がある。こうした中で、子育て支援に係る負担軽減をはじめとして、量的拡充と質的改善を進めていくことが課題である。

そのため、子ども・子育て支援新制度において、子育て支援に関する施設・事業に対して共通の財政支援の仕組みを導入することを進めるとともに、内閣府に子ども・子育て本部を設置して従来の縦割りを排除する。また、財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。加えて、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世代同居・近居」の支援を進めていく。こうした取組により、2017年度末までに待機児童を解消（2014年4月21,371人）し、2020年までに「三世代同居・近居」の希望に対する実現比率を向上させ、理想の子ど�数を持てない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。

付属文書 アクションプラン（個別施策工程表）

(3)-(ウ)-①-c

子ども・子育て支援の充実（社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世代同居・近居」の支援）

●短期・中長期の工程表

取組内容（2015年度）

○第3子以降を保育所等の優先入所の対象とすることを検討、課題を抽出

## (参考2)

「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号）（抄）

### 第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

#### 7 優先利用

##### (2) 優先利用に関する基本的考え方

ウ 「優先利用」の対象として考えられる事項について例示をすると、次のとおりであること。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があること。

###### ① ひとり親家庭

※ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。平成27年4月1日から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称。）に基づく配慮義務がある。

###### ② 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）

###### ③ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合

###### ④ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合

※ 被虐待児童については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく配慮義務がある。

###### ⑤ 子どもが障害を有する場合

※ 例えば、障害児保育を実施している保育所については、障害児が優先的に利用できるようにする必要性が高いため。

###### ⑥ 育児休業を終了した場合

###### (例)

- 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用しておらず、特定教育・保育施設等の利用を再度希望する場合

- 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用しておらず、特定教育・保育施設又は地域型保育事業の利用を希望する場合

- 1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合

###### ⑦ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者や、1号認定子どもである兄姉が認定こども園を利用している場合であってその弟妹が3号認定を受けて当該認定こども園の利用を希望する場合を含む。）について同一の保育所等の利用を希望する場合

###### ⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童

※ 運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができる

と市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して5年を経過するまでの間は、連携施設を確保し続けることができるとしている。

この「必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合」には、市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けている子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようとするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。

⑨ その他市町村が定める事由

- ※ このほか、選考の際に、保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況（所得等）を考慮することも考えられる。
- ※ また、市町村の判断により、人材確保、育成や就業継続による全体へのメリット等の観点から、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。
- ※ 併せて、放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に当たって配慮することも考えられる。

## ＜別紙様式＞ 多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について

県

※優先利用の対象とする方針(すでに対象としている場合を含む。)の場合は○、対象としない方針の場合は×を記入、検討中の場合には△を記載下さい。